

令和7年度 放課後児童クラブ利用申請のご案内

令和7年4月からの放課後児童クラブ利用の申請方法についてご案内します。

1. 利用できる施設

(令和6.9.1現在)

クラブ名称	実施場所	運営者	電話番号	バス等による送迎	終了時間	延長利用	クラス数	預かり予定数	短期利用申請可			
									夏期休業	冬期休業	春期休業	増設対応
1 下小児童クラブ	下館小学校	保護者会	070-4189-3076		～18:45		4	160				
2 キッズハウスソフィア	筑西市甲(金井町)	一般団体	49-6711		～19:00		1	25	○	○	○	
3 はぐろっこ児童クラブ	はぐろ保育園	社会福祉法人	24-9131	○	～18:00		1	28				
4 ポケット児童クラブ伊讃小	伊讃小学校	NPO法人	090-6747-2233		～18:30	○	2	80	○	○	○	
5 川島たんぽぽ児童クラブ	認定こども園川島保育園	社会福祉法人	28-0419		～18:30	○	1	34	○	○	○	
6 川小キッズクラブ	川島小学校	保護者会	090-7181-8419		～18:30	○	2	60	○	○	○	
7 川島ひまわり児童クラブ	認定こども園川島こども園	社会福祉法人	28-5000		～18:00		1	50				
8 児童クラブ「竹島」	竹島小学校	社会福祉法人	070-4067-8522		～18:30		1	39	○	○	○	
9 つばめ児童クラブ	(仮)筑西市横島	株式会社	090-8030-6148		～18:30		1	40	○	○	○	
10 学童保育しいの実クラブ	認定こども園筑子保育園	社会福祉法人	24-0252		～18:30		1	58	○	○	○	
11 森の学校児童クラブ	認定こども園大和保育園	社会福祉法人	24-0698		～18:00		1	42				
12 放課後児童クラブピーチ・キッズ	養蚕小学校	NPO法人	090-1034-0117		～18:00	○	2	60	○	○	○	
13 ひいらぎ児童クラブ	認定こども園たちばな保育園	社会福祉法人	22-6294		～18:00	○	1	40				
14 ポケット児童クラブ中小	中小学校	NPO法人	090-6747-2233		～18:00	○	1	40	○	○	○	
15 児童クラブ「河童」	認定こども園いずみ保育園	社会福祉法人	24-5720	○	～18:00	○	1	50	○	○	○	
16 野の花児童クラブ	認定こども園西方いずみ幼稚園	学校法人	24-0409		～18:00	○	1	33	○	○	○	
17 大田っ子放課後児童クラブ	大田小学校	保護者会	48-9688		～19:00	○	2	80	○	○	○	
18 学童保育アミーゴ・グラシアス	筑子ファミリア保育園	社会福祉法人	23-1212 (直通)48-9666		～18:30		2	80	○	○	○	
19 ハピネスキッズクラブ	認定こども園石田保育園	社会福祉法人	45-6555		～18:30	○	1	50	○	○	○	
20 西小キッズクラブ	関城西小学校	NPO法人	080-4108-6789		～18:30	○	3	100	○	○	○	
21 関城東小学校学童保育クラブ	関城東小学校	株式会社	029-239-5911		～18:30	○	4	150	○	○	○	
22 まつぽっくり児童クラブ	まつばら保育園	社会福祉法人	52-0324	○	～18:00	○	1	40	○	○	○	
23 AKENO kids after school club	認定こども園明野保育園	社会福祉法人	52-0162	○	～18:00		2	64	○	○	○	
24 たけのこ保育園放課後児童クラブ	たけのこ保育園	社会福祉法人	52-7788 (直通)52-7395	○	～18:00	○	1	45	○	○	○	
25 五葉児童クラブ	明野五葉学園	株式会社	070-4510-2580		～18:00	○	5	160	○	○	○	30
26 ときわ古里児童クラブ	古里小学校	社会福祉法人	57-1515	○	～18:00		1	40	○	○	○	
27 ときわ新治児童クラブ	新治小学校	社会福祉法人	57-1515		～18:00		2	60	○	○	○	
28 児童クラブ「Sunny」	認定こども園協和なかよし園	社会福祉法人	57-5588		～18:00	○	1	42	○	○	○	

※ 預かり予定数につきましては、概ねの人数です。

※ 延長利用料、飲食物費、教材費及び保険料等の自己負担金については、施設概要をご覧ください。

※ 増設対応の数は、「長期休暇期間のみ利用を希望」の預かり児童数です。

※ 保護者会は、利用児童の保護者の中から役員等を選出し、クラブを運営しています。



2. 事業を利用できる児童

小学校に就学している児童であって、本市の区域内に住所を有し、又は本市の小学校に通学している児童のうち、保護者が就労等の事由により昼間家庭にいない児童。

3. 「就労等の事由」とは

児童が放課後児童クラブを利用するための保護者の要件です。

➤ 就労

※就労の要件

- ・1か月あたり60時間以上就労し、月収4万円以上であること。（税申告等により確認できない場合認められません。）
- ・毎週月曜日から土曜日までの間において3日以上就労していること
- ・育児休業取得中は「就労」とは認められません。（就労認定は育児休業から復帰する日の当月初日からとなります。）

- 保護者の疾病・障がい等
- 妊娠・出産（出産予定の月及び前後各2ヶ月）
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧に当たっている
- 就学等
- 虐待やDVのおそれがある
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

4. 利用手続きの流れ

放課後児童クラブを利用したい場合は、「放課後児童クラブ事業利用承認申請書」に必要事項を記入し、添付書類と併せて下記により申請してください。

★4月から利用（通年利用）

【申請期間】

令和6年11月20日（水）から令和7年1月15日（水）まで（土日祝日、年末年始を除く）

【申請書提出先】

- ①新規利用希望者 筑西市子ども部子ども課（筑西市役所1階⑩窓口）
- ②継続利用希望者 現在利用している放課後児童クラブ

★短期利用（春休み・夏休み・冬休み）

【申請期間】※他の長期休業期間の利用をまとめて申請も可（土日祝日を除く）

- 《春休み（4月）》 令和7年3月3日（月）から3月10日（月）まで
- 《夏休み》 令和7年6月2日（月）から6月10日（火）まで
- 《冬休み》 令和7年11月4日（火）から11月10日（月）まで
- 《春休み（3月）》 令和8年2月2日（月）から2月10日（火）まで

【申請書提出先】

筑西市子ども部子ども課（筑西市役所1階⑩窓口）

☆年度途中からの利用（随時利用）

【申請期間】

利用希望月の前月1日から10日まで（締切日が土日祝日の場合はその前日まで）

※市ホームページで毎月月初めに、各児童クラブの空き状況を公表します。

【申請書提出先】

筑西市子ども部子ども課（筑西市役所1階⑩番窓口）

5. 申請に必要な書類

(※児童1人につき各1部ずつご用意ください。)

下記の書類が必要となります。

- ① 放課後児童クラブ事業利用承認申請書
- ② 児童世帯状況調書
- ③ 「放課後児童クラブ事業の利用を必要とする事由」を確認するための書類
(両親それぞれ必要です。同居の祖父母が75歳未満の場合も必要です。)

No	放課後児童クラブ事業の利用を必要とする事由	必要書類
1	就労 (就労時間は、1ヶ月当たり60時間以上) (フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働などすべての就労) ※月収4万円未満の場合は、「就労」とは認められません。	○就労証明書(様式あり) ○自営業確認書(様式あり) ※上記書類について、きょうだいの同時利用を希望される場合、片方はコピーも可とします。 ※収入を税申告されていない場合は、源泉徴収票や収入証明書等の提出が必要となります。 ※自営業確認書には、前年分の確定申告書の写し(第一表・第二表)を添付してください。
2	保護者の疾病・障がい等	○診断書 ○身障者手帳等の写し
3	妊娠・出産	○母子健康手帳(妊婦氏名と分娩予定日のわかる部分)の写し又は妊産婦医療福祉費受給者証(マル福)の写し
4	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	○介護確認書(様式あり)及び介護、看護の状況等がわかる書類
5	災害復旧に当たっている	○申立書及び被災証明書等災害の状況がわかる書類
6	就学等 (職業訓練校等における職業訓練を含む)	○在学証明書及び時間割等スケジュールがわかる書類
7	虐待やDVのおそれがある	○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
8	その他、No.1～No.7の理由に類する状態として市が認める場合	○市が必要と認める書類(各事由ごと)

- ④ 利用を希望するお子さんが障がいをお持ちの場合は、療育手帳・身障者手帳の写し
- ⑤ その他市が必要と認める書類
※ 提出された書類の内容に変更があった場合は新たに届出が必要です。
※ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、決定を取り消す場合があります。

上記のうち、①「放課後児童クラブ事業利用承認申請書」、②「児童世帯状況調書」、③のうち「就労証明書」、「自営業確認書」、「介護確認書」等様式が定まっているものにつきましては、封緘せずに提出してください。

◎申請書を放課後児童クラブに提出する場合において、源泉徴収票や診断書、母子健康手帳の写し等、特別な個人情報については、使用済み封筒などに封緘して提出すること。(※封筒に保護者氏名及び児童氏名を記載)

6. 申請の結果について

下記のとおり市から通知いたします。

- ★4月から利用 2月下旬に利用承認通知書又は利用不承認通知書を送付
- ★短期利用 春休み(4月)3月下旬・夏休み6月下旬・冬休み11月下旬・春休み(3月)令和8年2月下旬までに利用承認通知書又は利用不承認通知書を送付
- ★随時利用 利用希望月の前月25日までに利用承認通知書又は利用不承認通知書を送付

7. 利用調整について

放課後児童クラブの定員を大幅に超える申請があった場合、市において利用調整を行います。利用調整の優先順位は下記のとおりです。

○第1段階

筑西市放課後児童クラブ事業実施要綱第7条第2項の規程により、学校の長期休業期間のみの利用(短期利用)より、当該事業の実施年度を通じて利用(通年利用)を優先する。

○第2段階

筑西市放課後児童クラブ事業実施要綱別表第1第1項利用基準指数表の利用基準指数の合計がより高い世帯を優先する。

保護者の状況(労働等の事由)					優先順位
就労	出産・疾病	介護・看護	就学等	その他	
・帰宅時間が遅い ・就労時間が長い	重度の疾病・障がい (入院・常時病臥等)	介護・看護の 時間が長い	就学等の 時間が長い	災害、虐待	高い
	出産				↑
・帰宅時間が早い ・就労時間が短い	軽度の疾病・障がい	介護・看護の 時間が短い	就学等の 時間が短い		低い
					↓

○第3段階

当該申請者の世帯が該当する筑西市放課後児童クラブ事業実施要綱別表第1第2項調整指数表に掲げる条件のうち福祉的配慮、養育環境の配慮の順に優先する。

世帯状況	児童の状況	きょうだいの状況	祖父母の状況	優先順位
・ひとり親世帯	・1年生	・きょうだいが当該児童クラブ又は当該児童クラブを運営する法人が実施している特定教育・保育(放課後児童クラブと同一敷地内または隣接する施設に限る)を利用する場合(ただし、きょうだい3年生までの場合に限る)	・祖父母が皆不存在又は75歳未満の祖父母が近隣にいない ※近隣とは、市内又はおおむね車で30分程度の市外をいう	高い ↑ ↓ 低い
1年生	・2年生		・同居している75歳未満の祖父母が就労している	
2年生	・3年生		・同居している65歳以上75歳未満の祖父母が就労していない	
3年生	・4年生	・同時利用のきょうだいがいない	・同居している65歳未満の祖父母が就労していない	
4年生				
5、6年生	・5、6年生			
・単身赴任				

○第4段階

筑西市放課後児童クラブ事業実施要綱別表第1第1項利用基準指数表の労働等の事由の区分に応じた基準指数を合算した数が同じだった場合は、その理由により下記のとおり優先する。

優先順位	高い ←————→ 低い
理 由	①虐待等 ②災害復旧 ③疾病等 ④就労 ⑤介護・看護 ⑥妊娠・出産 ⑦就学

※ 父母両方の「労働等の事由」を基本として、総合的に審査・決定します。

※ 優先順位が高くても、希望する放課後児童クラブの利用定員に空きがない等の理由により、利用できない場合があります。

8. 費用について

利用料は市が負担しております。ただし、各放課後児童クラブにおいて、飲食物費・教材費・保険料等実費徴収としての費用が必要になります。その他、放課後児童クラブ独自の取組にかかる費用や遠足等のイベントにかかる費用などが必要になる場合があります。

詳しい内容については、各放課後児童クラブへ直接お問い合わせください。